

岐阜県公報

第 四 十 二 号

令和元年九月二十七日

(金曜日)

目 次

規 則

○岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(出納管理課)二五五^{ページ}

告 示

○保安林に指定する予定である旨の通知

(治 山 課)二五六

○道路の供用開始

(道路維持課)二五六

公 示

○公共測量の実施

(用 地 課)二五七

○国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課)二五七

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十三号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十二年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の三中「の規定による指定代理納付者」を「に規定する指定代理納付者(以下「指定代理納付者」という。)」に改める。

第四十三条の二第一項中「地方法人特別税」を「特別法人事業税及び地方法人特別税」に改める。

第四十四条の五中「掲げる現金」を「定める現金」に改め、同条に次の一号を加える。

三 指定代理納付者に納付させる歳入に係る手数料 当該指定代理納付者が納付した

収入金

第二百二十六条第一項第一号(二)中「のうち自動車税以外のもの」を削る。

第四百八十八条第三号五中「第四十八条」を「第七百三十九条の五」に改める。

第三十七号様式中「 $\frac{100}{108}$ 」を「 $\frac{100}{110}$ 」に改め、同様式備考に後段として次のように加える。

この場合において、消費税の軽減税率が適用されるときは、「 $\frac{100}{110}$ 」を「 $\frac{100}{108}$ 」として使用すること。

第四十号様式の二中「表記」を「、表記」に、「8%」を「10%」に改め、同様式備

考に次のように加える。

3 消費税の軽減税率が適用される場合にあつては、「10%」を「8%」として使用すること。

附 則

この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第百四十八条第三号5の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第二百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和元年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市小川字仏洞一九一八、一九一九の一、一九一九の五から一九一九の七まで、一九四二の一〇七

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年九月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域の決定又は 変更の告示 年月日)
一般 国道	四百十七 号	揖斐郡池田町柏ヶ原字宮浦一 三六三番二地先から 同 郡同 町同 字永小作 二二三四番一地先まで	1,400	令和 元・ 九・ 二七	平成 二七・ 三・ 一三

岐阜県告示第二百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和元年九月二十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。 令和元年九月二十七日 岐阜県知事 古 田 肇		公 示		<table><tr><td>県道</td><td>道の種類</td></tr><tr><td>上高山線</td><td>路線名</td></tr><tr><td>高山市上宝町鼠餅字トヤ峠一三八五番一九地先地内</td><td>区 間</td></tr><tr><td>一五・四</td><td>延長（メートル）</td></tr><tr><td>令和元年 九・二七</td><td>供用開始の期日</td></tr><tr><td>平成三〇・三・二六</td><td>備考（区域の決定又は変更の告示年月日）</td></tr></table>	県道	道の種類	上高山線	路線名	高山市上宝町鼠餅字トヤ峠一三八五番一九地先地内	区 間	一五・四	延長（メートル）	令和元年 九・二七	供用開始の期日	平成三〇・三・二六	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）
県道	道の種類															
上高山線	路線名															
高山市上宝町鼠餅字トヤ峠一三八五番一九地先地内	区 間															
一五・四	延長（メートル）															
令和元年 九・二七	供用開始の期日															
平成三〇・三・二六	備考（区域の決定又は変更の告示年月日）															
。国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証 国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。 令和元年九月二十七日 岐阜県知事 古 田 肇 一 調査を行った者の名称 飛驒市 二 調査を行った地域 飛驒市古川町信包の一部（信包） 三 調査を行った期間 平成二十五年度から平成三十年度まで 四 地図及び簿冊の名称 飛驒市（古川町信包の一部）の地籍図 飛驒市（古川町信包の一部）の地籍簿 五 認証年月日 令和元年九月二十七日																
一 作業機関 国土交通省中部地方整備局高山国道事務所 二 作業種類 公共測量（基準点測量） 三 作業期間 令和元年九月二十四日から 令和二年二月二十八日まで 四 作業地域 高山市																

令和元年九月二十七日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社